

教育科学研究会の教育制度改革案の基盤形成

— 鈴木舜一の「研究調査」を中心に —

金 智 恩

お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科

『人間文化創成科学論叢』第15巻（2012年）

2013年3月発行 抜刷

教育科学研究会の教育制度改革案の基盤形成

—鈴木舜一の「研究調査」を中心に—

金 智 恩*

Base formation of the education reform plan of the Kyoiku Kagaku Kenkyukai

: The Case of Shunichi Suzuki's "Kenkyuchosa"

KIM Jieun

Abstract

It was not until the 1930s that the educational system started to be actively discussed in prewar Japan. The Kyoiku Kagaku Kenkyukai, a nongovernment education research community, took a stand by aggressively criticizing the Ministry of Education's proposed education reform. The ministry's plan to initiate compulsory youth schools or Seinen Gakko (post-Advanced Elementary Education) was criticized as being only theoretically feasible, and ineffective when applied practically. The result of "kenkyuchosa" of Shunichi Suzuki became a basis of criticism. This study clarifies the current situation regarding child labor. It is pointed out that current education reforms cannot solve the problems of long work hours and of child labor promotion through the incentive of night secondary schools merely by extending the academic year. This paper analyzes investigation of Suzuki in which the theoretical base of the education reform plan of The Kyoiku Kagaku Kenkyukai was formed.

Key words: Kyoiku Kagaku Kenkyukai, education reform plan, Shunichi Suzuki, child labor, compulsory youth schools or Seinen Gakko

はじめに

戦時下の日本において教育改革をめぐる活動が最も活発に行われたのは1930年代だった。1930年代に入ってから教育改革の課題は主に教育制度の改革にあった。1931年田中隆三が作成した「学制改革案大綱」を契機に、教育行政のみならず、民間の教育研究団体からも改革案の発表が相次いだ。特に、1930年代に民間の教育運動をリードしてきた教育科学研究会(以下、教科研と略す)は平生文相の義務教育延長案に対し、「一二の細目について、意見の相違を表明」¹し文部省案に対する批判を行い続けた。

教科研は1937年に独自に「教育改革案」を発表し、その中で「義務教育の徹底を図るため速かに児童法に関する社会法規を統制し又は新たに制定すること」²が必要であると述べ、教育制度改革と共に当時深刻な問題であった年少労働者の保護政策の改善も重視した。そして、城戸幡太郎は教科研の「教育改革案」を「義務教育の年限を差当り八年に延長すべきものとして十二歳より十八歳までの教育を重要視し、この時期を国民教育の完成期と見做して青年学校と中学校との差別を撤廃した」³ことに特徴があるとした。経済的な条件により、進学できる

キーワード：教育科学研究会、教育改革案、鈴木舜一、年少労働者、青年学校義務化

*平成22年度生 人間発達科学専攻

学校種別が限定され、卒業後の進路までもが決められる特権的な教育制度の撤廃、教育機会均等を課題としているのが分かる。

教科研は団体として成立する以前から雑誌『教育』を通して、教育制度、カリキュラム、教授方法などをめぐる研究成果の発表を行い、教育問題の批判を積極的に行ってきた。創刊の辞において「今日の教育は必ずしも教育技術を欠くとは言わぬ。しかしそれは果たしてどの程度にその効果を実証されたものだろうか。効果の実証されざる技術はその場限りの思いつきに過ぎぬ。『教育』は、この意味に於いて、個性調査、学校調査、社会調査などの研究を集めて、広く深き基礎に教育技術の新たな発見と実証とに貢献したい」⁴と示し、様々な領域における研究調査に力を注いできた。また、1939年第1回教育科学研究協議会においても「教育科学運動は教育研究の方法をして実証的ならしめ、科学的ならしめることを追求する」⁵ことを再度確認し、研究方法における実証主義を貫いてきた。

このような教科研の研究方法をよく現している成果の一つとして「研究調査」が挙げられる。「研究調査」は創刊から廃刊まで全56回報告されており、その量的蓄積も認められるものである。殆どの報告が当時の教育における実際問題として浮上していた課題を対象とし、その実態を詳細に調査、分析したもので、調査者はそれぞれの分野における専門研究者または実践者であり、現場における実態をよく理解している人々であった。

1930年代に提案された諸教育制度改革案をめぐる先行研究は阿部重孝や教育改革同志会の教育制度改革案に集中されており、教科研の「教育改案」について分析した研究は管見の限りない。本研究は教科研の「教育改案」の特徴を検証するため、教科研の一員として、職業指導や年少者労働問題について研究活動を行っていた鈴木舜一の「研究調査」を分析していくものである。また、鈴木については佐藤広美が「生産力拡充政策に従属してはならない」職業指導論を提唱し、「児童の生活保護の視点から生産力拡充政策を批判」的に捉えた人であったと述べているが、鈴木の研究活動については具体的な検討を行っておらず、鈴木の研究活動における位置づけと職業指導論の根拠づけが弱い⁶。教科研の初期メンバーであり、職業指導と年少者労働問題の先端で活動した人であった鈴木の研究活動の詳細を検討して、教科研の教育制度改革の理論が形成されていく1930年代の教科研の動向を明らかにしていきたい。

1. 教育科学研究会の「研究調査」と鈴木舜一

教科研が掲げていた「科学主義」「実証主義」は教育制度改革運動が活発になってくるとさらに強調され、文部省案に対する批判の軸ともなった。1939年9月、機関誌『教育科学研究』の創刊号において「これまで文部省によって計画された教育の政策には科学的企画性に乏しいことの多いことは甚だ遺憾に堪えないのである。(中略)文部当局のみならず、教育実家によっても少なからず危惧の念が抱かれていることは事実である。それはこの案が何らの調査機関をも持たない教育審議会によって考案された机上の計画に過ぎないからである。(中略)更に青年学校の義務制実施に当たっても、都市の青年学校の組織を如何にすべきかの問題の如き、都市教育に関する科学的計画性なくしては解決され得ないものであり、これに関連して中等学校の改革にしても、国家に如何なる国民的教養を必要とするかの根本問題から国民の職能生活に関する教育人口と教育立地の問題とを研究調査して改革の具体案を作製しなければ問題は解決しない」⁷と述べ、文部省の青年学校義務制実施の安易な態度を指摘した上で、実態調査と現行学校教育における問題の把握が先行されなければならないことを強調した。

こうした文部省案に対する批判の根拠となったものとして、1933年から1938年まで、全9回にかけて報告されている鈴木研究の「研究調査」がある。これは長年にわたって年少者労働問題という一貫したテーマで調査を行ったものであり、1938年青年学校義務制案に対する教科研の批判が強まった時期にさらに集中的に報告されている。

鈴木は1930年に東京帝国大学文学部心理学科を卒業した⁸。卒業後1931年から刊行された岩波講座『教育科学』の附録『教育』の編集に関わり、「英米に於ける「形態心理学」の批評」、「選抜考查資料としての内申書—中等学校入学志願者選抜調査法の一調査—」を執筆した。当時東京帝国大学心理学研究室は「航空心理部とともに1930年(昭和5)前後から軍事色が強くなって」いく中、その流れとは別に城戸幡太郎と留岡清男を中心として教育科学研究グループが形成されていた⁹。同グループを形成した人々は後の教科研の中心メンバーであり、そ

のグループにおいて鈴木大学の卒業後の研究活動は始まった。

岩波書店で発行された『教育学辞典』においては職業や労働関連部門の執筆を担当し、雑誌『教育』には「研究調査」以外にも「職業指導に於ける公式主義—農村児童職業指導とその対策案について—」、「就職前児童の職業教育・技術教育—各国の現状と動向を中心として—」、「未経験青少年工員初給賃金の改正」、「決定をみた新労働員計画と教育上の諸問題」、「勤労青少年の文化問題」、「強化される年少者の雇用規制」などを発表し、教科研メンバーとして職業指導、年少者労働問題などに関する言論活動を積極的に行っていた。

1939年からは理化学興業株式会社に籍を置き、「現場の現実」の発信者として、工場の年少者労働問題をより具体的に教科研に持ち込み、その対策をめぐる研究に集中していった。1940年1月に行われた教科研の「高等小学校の検討」座談会においては「今まで職業指導を謳われていた学校は末梢的なものばかり」を強調してきたと指摘し、職業指導をより徹底するために各教科において職業指導を導入することなどを提案している¹⁰。また、教科研の研究部会の一つであった「青少年の生活指導」部会においては「休日と文化施設公開の企画」を提唱するなど¹¹、学校における職業指導の問題のみならず、年少労働者の文化生活をめぐる環境の改善策などに至るまで、年少者労働問題の全般にかかわる研究活動を行った。

鈴木はこのように、教科研のメンバーとして活動をしていく傍ら、東京市社会局嘱託で東京市少年少女職業紹介所、東京市婦人職業紹介所においても社会調査活動を行った。また、大日本職業指導協会附属少年相談所の主任を務め、相談員としての活動経験もあり¹²、年少者の職業指導の制度上の問題や年少者労働教育問題をめぐる現場の実態もよく理解していた人であるといえる。1940年からは教育改革同志会の女子教育委員会の委員として研究活動をし続け、1942年にまとめた『労働者文化の現状と其の諸問題』は教育改革同志会の『資料十一号』として刊行された。鈴木は年少者労働問題の専門家の立場から学校教育や教育制度問題についての改革案を唱えた、教育制度改革運動の中心にいた人物である。

2. 鈴木舜一の「研究調査」

全9回にわたって報告されている鈴木氏の「研究調査」は労働、特に年少者労働がキーワードであった。教科研は、教育制度改革は「少年の社会生活に対する特別の教育的保護を目的として立案され実施される」¹³べきであると、そのような改革案を立案するためには、年少労働者が置かれている労働環境、生活状況の実態調査が必要であるとしていた。鈴木氏の「研究調査」はこのような教科研の問題意識の下に行われた調査活動であった。

鈴木氏の「研究調査」の問題意識を全体的に概括してみると、出発点となったのは年少求職者の職業選択に見られる「特定職業への偏重」であった。求職者より求人者が多いにも関わらず未就職者が常に存在しているのは、特定の職業—給仕—に求職者が偏るためであることを明らかにし、なぜこのような現象が起り、給仕を希望する求職者の求職動機が何かを明らかにした調査である。

そして、1938年に4回に亘って報告されている調査結果は、青年学校の義務化が決定されてから、その有効性に疑問を抱き、文部省案が如何に現実性の乏しい「机上の計画」に過ぎないものだったのかを批判する材料として報告されているものである¹⁴。

ここでは、これらの年少労働者の実態に関連する調査結果を「年少求職者の職業指導の再検討」と「年少者の長時間労働問題と希望勤務形式の変化」という2つの観点から分析し、最後に鈴木氏が「青年学校義務制における矛盾」をどう突き詰めたかを明らかにしたい。

①年少求職者の職業指導の再検討

第1回目「職業指導と採用条件調査」(第1巻第9号1933.12)で、鈴木氏は職業指導の意義と目的、及び、現行職業指導の問題について述べている。職業に関する知識や情報を持たない年少求職者は縁故関係による就職方法に限定されて、「一時しのぎ」の就職や、不当な労働条件—それが不当な条件であることさえも知らず—に陥りがちであり、そのような年少者、特に小学生のための職業指導が正しく機能するためには「職業指導と学校教育の関係」を中心とした職業指導の再検討が必要であるとした。鈴木氏は当時の職業指導が職業分析と性能検査、個性検査に重点が置かれすぎて、普遍的「公式主義」傾向に走り、年少者の「順応性」「陶冶性」といった「心的

柔軟性」に対処できていない問題があることを指摘した。さらに、職業指導が職業分析に止まっていることが大きな問題であるが、その職業分析さえも「いはゞ適性に対応すべき、作業の心理学的分析に墮し、『業態心誌』とでも云ふべきものになり、社会現象としての職業の展望、分析を忘れ、いたづらに部分作業動作の寄木細工的研究に始終」していると批判した。鈴木は職業指導とは、特に小学校において「学校教育から産業への連絡を適正にすることであって、それは将来の産業に於ける人間と作業との関係を正しくする実践である」と説明し、現行のいわゆる「理論派」主導の職業指導は実際社会から遊離し、本来の機能を失ってしまったとする。

鈴木は、年少求職者が殺到する職業と見向きもされない職業というように職業選択における二極化が顕著に現れるのは上記に述べた「実践性を帯びない」職業指導の問題によるものであるとした。職業選択における深刻な問題として、求職者より求人者が常に多いことの根本的な解決は正しい職業指導がそのカギであるとしながら、特定の職業、特に給仕に殺到する理由を明らかにするために行った調査がこの「研究調査」である。1932年11月より1933年3月までの5ヶ月間数回に亘って諸官庁、銀行、会社、個人商店、学校など1,775ヵ所に対して、質問票に「教育程度及び年齢」「学業成績」「特に重要な性質」「身体状況」「家庭状況」「給仕の停年」「通学の可否」「採用経路」「その他」という項目を設け発送し、回収した229件を整理したものである。この調査から明らかにされたのは、給仕は教育程度には左程左右されず、特別な技術や性質を要しない職業でありながら、雇用主の殆どが通学を許しており、勤務時間は大体8時から5時までの間とされていた。また、採用時の年齢が13歳から17歳の間が多い(229件中153人)結果から給仕を希望する年少者の教育程度が尋常小学校卒業生から高等小学校卒業または中退程度が集中しており、停年の年齢は大体20歳であるという結果からは、給仕が一生涯の職業ではなく、「暫時」的な腰かけの職業である結果だと説明している。

このように給仕の職業的特徴を明らかにした上で、2回目の「少年の希望職業とその求職事情に就て一特に両親の存否、親の職業に関する調査資料を中心として」(第2巻第8号1934.8)では、東京市少年少女職業紹介所へ職業紹介・斡旋を依頼した高等小学校を対象に調査を行って、少年の側の求職動機を明らかにした。従来の研究では年少者の希望が一定の職業に集中することに対し「子供等は目先の利害、一時辛苦に煩わされて、ブラインド・アレー(袋路)の職業を選びがち」としているが、鈴木はこの指摘に対して、職業選択の理由についてさらに突き詰める必要があると問題を提起している。まず、年少者労働の原因の一つが経済的な事情であることは確かで、家庭事情を概観する必要があるとし、両親の存否と職業に関する調査を行った。その結果、両親の存否については「両親ともあり」が全体の84.3%、また家計の主収入源とされる父親の存否については「父あり」が88.8%であった。そして、親の失業状況については3,257人の内、父無職が186人に止まり、両親の不在や親の失業が年少者の求職の直接的な理由ではないとした。

さらに、職業選択理由(上位5位、計72.3%)は「(一)将来有望だから21.4%」「(二)家計の手助けをするため16.4%」「(三)その職業が好きだから15.5%」「(四)夜学の学資をかせぐため10.2%」「(五)自分に適しているから8.8%」で、中でも給仕を希望する少年が(二)と(四)を多く挙げていると述べ、給仕を選択する年少者の就職動機を明らかにしている。

鈴木はこの調査で、年少求職者は「小学校教育だけでは自分の将来の雄飛、活躍に、学歴の点で不足があると信じて、たゞ一途に上級学校に入学して、能ふ限りの高等教育をうけることを希望し、然もそのために、家庭に経済的な負担を荷はしめず、学資を自ら稼ぎ、且つそれと同時に勉学の為の時間の余裕と便宜を得られる職業」として給仕を選んでいると判断し、「学資支弁に容易な職業」であるという意味から給仕希望者の増加傾向を説明しようとしている。

3回目の「研究調査」である「勤労青少年と夜間中等学校—夜間中等学校生徒の職業調査報告—」(第4巻第9号1936.9)は「学資支弁」のために給仕を希望する年少者が増えていることについてさらに具体的に調査したものである。なぜ年少者はここまでして、上級学校への進学を強く希望するのか。このことについて「実際の職場、地位に就て考へ併せてみるに、労働能力以上に学歴が、然も就職当初に於ける学歴がその地位を決定してしまっている」からであるとし、「出世の早い職場、地位が将来拓かれると考へ、年少者の就職時に、同時に上級学校への入学という条件が、就職と同等乃至はそれ以上の力を以て並存する」と説明した。この調査は東京市内所在の各種夜間中等学校109校在学生徒35,773人に実施し、回答用紙の回収できた78校15,746人(回答率44.3%)の結果である。

表1 勤務先種別一覧表

	官 公 庁	銀 行	会 社	事 務 所	商 店	工 場	其 他	不 明	計
総計	2986	183	2911	924	1749	1292	2036	3665	15746
	18.9	1.1	18.4	5.8	11.1	8.2	12.9	23.2	100
男	2871	118	2780	913	1734	1920	1989	3434	15225
	19	1	18	6	11	8	13	22	100
女	115	65	131	11	15	3	47	134	521
	22	12	25	2	2	-	6	25	100
商業学校	1293	92	1710	474	1120	281	927	1445	7392
	15	1	23	6	15	3	12	19	100
工業学校	708	7	638	254	355	845	466	1314	100
	15	-	13	5	7	18	10	28	100
中学校	802	8	245	154	138	97	559	541	2544
	31	-	9	6	5	3	21	21	100
女学校	115	65	131	11	15	3	47	134	521
	22	12	25	2	2	-	9	25	100
雑	68	11	137	31	121	67	37	231	702
	9	1	18	4	17	9	5	32	100

表2 職務一覧

	雇 用 員	事 務 見 習	給 仕	書 生	店 員	職 工	徒 弟	其 他	不 明	計
総計	1635	1073	3978	1106	1165	1190	314	1303	3482	15746
	10.3	6.8	25.0	7.0	7.3	7.5	1.9	8.2	22.1	100
男	1536	1005	3827	1096	1157	1188	309	1273	3334	15225
	10	6	24	6	7	7	2	8	22	100
女	99	68	151	10	8	2	5	30	148	521
	19	13	28	1	1	-	-	5	28	100
商業学校	733	608	2269	509	1079	217	56	528	1393	7392
	9	8	30	6	14	2	1	7	18	100
工業学校	486	246	652	217	327	841	211	395	1212	4587
	10	5	14	4	7	18	4	8	26	100
中学校	219	92	877	348	128	78	32	305	485	2544
	8	3	34	13	5	3	1	11	19	100
女学校	99	68	151	10	8	2	5	30	148	521
	19	13	28	1	1	-	-	5	28	100
雑	98	59	49	22	22	52	10	48	244	702
	13	8	6	3	3	7	1	6	34	100

表3 学科と職務との関係

	関 係 ア リ	密 接 ア リ	幾 分 関 係 ナ シ	不 明	計
総計	2824	5915	4384	2623	15746
	17.6	37.9	27.8	16.6	100
男	2783	5731	4194	2517	15225
	18	38	26	17	100
女	41	184	190	106	521
	7	35	36	20	100
商業学校	1260	3467	1741	924	7392
	26	46	23	12	100
工業学校	197	1123	1289	961	4587
	7	24	28	21	100
中学校	197	919	963	465	2544
	7	36	37	18	100
女学校	41	184	190	106	521
	7	35	36	20	100
雑	112	222	201	167	702
	15	31	28	23	100

表4 卒業後の志望

	上 級 学 校	就 職	就 実 業 ク ニ	帰 郷	未 定	無 シ	其 他	不 明	計
総計	5496	1396	3047	152	3558	296	895	906	15746
	34.9	8.8	19.3	0.9	22.5	1.8	5.6	5.7	100
男	5388	1353	3004	143	3331	268	894	848	15225
	34	8	20	1	22	2	6	5	100
女	108	43	34	9	227	28	1	58	521
	20	9	9	1	43	5	-	11	100
商業学校	2683	659	1338	54	1667	104	537	300	7392
	36	8	18	1	22	1	7	4	100
工業学校	926	575	1355	72	941	85	298	335	4587
	20	12	29	1	20	1	6	7	100
中学校	1581	67	160	10	568	15	58	85	2544
	62	2	6	-	22	1	2	3	100
女学校	108	43	43	9	227	28	1	58	521
	20	9	9	1	43	5	-	11	100
雑	198	48	101	7	155	64	1	128	702
	28	6	14	1	22	9	-	18	100

表5 卒業と待遇変化の関係

	待 遇 向 上	昇 給	職 務 変 更	関 係 ナ シ	不 明	計 *
総計	2159	1712	2785	6489	3817	16956
	12.6	10.6	16.4	38.2	22.5	100
男	2128	1668	2735	6211	3677	16419
	13	10	16	39	22	100
女	25	44	50	278	140	537
	4	8	9	51	26	100
商業学校	1176	1012	1432	2989	1533	8139
	14	12	17	36	18	100
工業学校	565	397	899	1709	1327	4897
	11	8	18	34	27	100
中学校	345	212	367	1169	561	2681
	12	7	13	43	22	100
女学校	25	44	50	278	140	537
	4	8	9	51	26	100
雑	42	47	37	350	226	702
	5	6	5	49	32	100

表6 疲労調査結果

	如 ク 意 義 ナ シ	マ シ タ キ	甚 ク シ タ キ	ナ シ タ キ	ズ シ タ キ	疲 勞 感 を 感 ず ク	ゼ ラ ク 感 ず	不 明	計
総計	795	6312	5545	3094	15746				
	5	40	35	19	100				
男	774	6069	5392	2988	15225				
	4	40	35	19	100				
女	19	243	153	106	521				
	3	46	29	20	100				
商業学校	339	3130	2853	1070	7392				
	4	42	38	14	100				
工業学校	345	1738	1304	1200	4587				
	7	37	28	26	100				
中学校	76	993	963	512	2544				
	2	39	37	20	100				
女学校	19	243	153	106	521				
	3	46	29	20	100				
雑	16	208	272	206	702				
	2	29	38	29	100				

(表1～6出典)
「勤労青少年と夜間
中等学校—夜間中等
学校生徒の職業調査
報告—」『教育』第4
巻第9号
上段は実数、下段は
百分率を示す。但し、
本稿で引用した表に
おいて百分率の計が
100にならない場合
があるが、それに関
する説明は特別にさ
れていない。掲載さ
れている表をそのま
ま引用している(表
7を含む)。

*合計数の他表のそれと合致せざるは記入
重複せるものをそのまま計算せるためなり。

この調査結果からみれば、夜間中等学校生徒の74.8%が昼間職業に従事し、無職19.1%、不明5.9%であった。勤務先種別は不明が23.2%で最も多く、その次が官公庁18.9%、会社18.4%という結果となった〔表1〕。具体的な職務をみると、給仕が25.0%、不明が22.1%、雇員が10.3%で、給仕が最も多い〔表2〕。さらに学科と職務との関係については「密接な関係あり」としたのが全体の17.6%に止まり、学校での修学が職務で有効に活かされていない、つまり夜間学校の修学と昼間の職業とはそれほど密接な関係を持っていないことが明らかである〔表3〕。卒業後の志望について上級学校への進学志望が34.9%で一番多いことや〔表4〕、卒業後今の職場における待遇の変化については学校を卒業しても関係なしが38.2%で一番多かった結果からして〔表5〕、夜間中等学校に通っている生徒にとって昼間の職業は単なる「学資支弁」の手段で、「暫時」的な腰かけの職業であると結論を出している。そして、〔表6〕が示している通り多くが疲労を感じていることから年少労働者の過酷な生活状況を示し、「心身の疲労に喘ぎながらも、勤務と修学との二兎を逐っているかに見える彼等夜間中等学校在学生は卒業後の志望、待遇の見込からいっても、現在の修学内容と勤務の関係からみて、結局二兎逐っているのではなく修学だけ即ち教育資格獲得だけを逐って、昼間の勤務は之が経済の捻出元、経済支持点になっているに過ぎないと見做し得る場合が多い」と述べた上、「高学歴」志向の現象は学歴社会の弊害であると指摘している。

この調査は「教育改革案」が発表される約3年前に報告されたものであるが、「教育改革案」が発表された後、「教育改革案」について解説をした「中学校の改革案について」¹⁵⁾においてもこの問題が再び指摘されている。城戸は「職業生活をしている年少労働者」のために設置された夜間中等学校に、「入学するためには昼間における生活が問題であり、夜間の中等学校に入学するものの殆ど総てが給仕の職業を選んでいることは注意すべき現像」であるとし、年少労働者の進学と職業指導において残されている課題を述べている。このような年少労働者の就労働機や入学目的から学校が「社会の教育機関」としての機能を失い、単に卒業に伴う「特権」を獲得するための場に転落したことを意味すると問題を指摘した。城戸はこのような問題を克服するために「学校制度の改革によって社会教育と国民教育が統一されねばならぬ」とし、「教育の実際化といふ立場から中学校をいはゆる中間学校の意味から脱却せしめ、其自身において完結した国民大衆の教育機関」とすることが必要であると論じた。

②年少者の長時間労働問題と希望勤務形式の変化

「少年労働時間調査」(第5巻第3号1937.3)は東京市少年少女職業紹介所に提出した求人票において、雇用主が雇用条件中に記入した勤務時間を集計したもので、調査時期は1936年1月及び2月、求人票2,940枚中、無記入又は不明を除いて1,404枚(47.8%)を対象にしたものである。この調査の資料にしたのは雇用主の申告によるものであるため、実際にはこの結果よりさらに過酷な環境である可能性が高いと考えられる。鈴木はこの調査意図を、「児童の保健保護という見地から(中略)労働状態並びに条件が妥当なりや否や、殊に彼らの一日の勤続労働時間がその心身発育に対して過重なる負担となつてはないか」を検討し、「少年労働の条件並びに現状が、かかる教育の機会を自らの手によって捉えようとする彼らの希望を容れ得るほどであるか否かという点」の解明にあるとした。

この調査によると、1日の労働時間は10時間が19.2%で最も多く、9時間が13.1%でその次である。最も短いのは6時間となっているが、わずか0.3%に過ぎず、8時間以下の労働時間を合わせても10%に満たない。平均労働時間は11時間であり、他国の児童労働時間数と比べて決して短くないと指摘し、心身発育に悪影響を及ぼす可能性について言及した。また、この中から比較的短時間(8時間以下)労働をしている職業で一番多いのは給仕であった。そして、この調査が意図している「教育の機会を自らの手によって捉えよう」として夜学通学をしている年少者の就職事情を考察するためには、勤務時間の長さだけではなく、「夜学通学の可能を決定するファクターとして終業時刻に注目する必要がある」としている。終業時刻の調査結果は午後6時、5時及び10時が多く、職業別では、給仕の場合は午後6時までで93%が終業し、職工(工場)は10時まで、商店員(商店)は11時にならないとその90%が終業しないという結果が得られ〔表7〕、「夜学通学を前提とする職場を希望する場合に給仕を第一に選定する理由を推測できる」と指摘し、給仕希望者の増加を「学資支弁」にあることを改めて強調した。

そして、「少年労働時間調査—第二報告—」(第6巻第3号1938.3)は、1937年1月より3月までの東京少年少

表7 終業時刻比率

時間	職業	商店	工場	給仕	一般
P.M.2	-	-	0.2	0.5	0.1
3	0.3	-	-	-	0.3
4	3.8	3.1	9.1	4.3	
5	13.9	11.9	50.9	17.8	
6	19.6	30.5	32.6	25.2	
7	8.1	10.6	0.5	8.3	
8	8.7	13.0	3.4	9.2	
9	10.2	14.1	0.5	10.0	
10	22.7	13.2	1.7	16.9	
11	7.7	3.1	-	5.0	
12	3.8	0.4	-	2.0	
A.M.1	0.9	-	-	0.5	0.1
2	-	-	-	0.5	0.1
3	0.1	-	-	-	0.1

(出典)「少年労働時間調査」『教育』第5巻第3号

女職業紹介所の求人カード3,145件を対象にしたものである。この中から全然求職者が紹介されなかった「未紹介カード」は求人全体の83.3%、そして、紹介した中で、就職が成立したのはわずかに8.2%に過ぎなかった。このような現状から、就職決定に、労働時間がどの程度まで影響を与えるかを分析した。3,145件のうち勤務時間を記載したカード1,982件を統計した結果、就職成立の場合の労働時間は、8-10時間が69.2%で最も多く、その次が6-8時間の19.6%、10-12時間の8.4%であった。しかし、未就職の場合でも最も多いのが8-10時間の35.0%、10-12時間の27.4%、12-14時間の25.7%であった。全体的に未就職の場合に、労働時間が長いことは認められるものの、18-20時間でも就職をしたケースがあることや、比較的短い8-10時間であっても未就職の場合が最も多いという結果をみて、鈴木は、必ずしも年少者が短時間労働だけを望んでいるとは断定できないと述べている。そこで、鈴木が注目をしたのは勤務形式と就職との関係である。

勤務形式別の労働時間と就職／未就職の関係を見ると、通勤で就職が成立したのは求人546件中、186件、住込みは求人1,436件中、わずか28件で

表8 職業種別と少年労働時間

1日の勤務時間	通勤の場合				住込の場合			
	就職		未就職		就職		未就職	
	件数	百分比	件数	百分比	件数	百分比	件数	百分比
6時間未満	1	0.1	1	0.3	0	0	5	0.3
6-8時間	42	22.6	22	6.1	0	0	20	2.8
8-10時間	134	72.0	248	68.9	14	50.0	370	26.3
10-12時間	9	4.8	77	21.4	9	32.1	408	29.0
12-14時間	0	0	11	3.1	4	14.3	444	31.5
14-16時間	0	0	0	0	0	0.0	129	9.2
16-18時間	0	0	1	0.3	0	0	5	0.3
18-20時間	0	0	0	0	1	3.6	7	0.5
計	186	100.0	360	100.0	28	100.0	1408	100.0

(出典)「少年労働時間調査」『教育』第6巻第3号

あった。勤務形式として通勤が求められる場合が多く、さらに、住込みの場合、労働時間が長くなる傾向があった〔表8〕。

この調査から出した鈴木の結論は「(一)労働時間よりすべて短く、(二)就職、未就職何れの場合の職場に於ても、労働時間は住込が通勤よりも必ず長い。(三)就職実現をみた各職場に就て平均労働時間をみると、給仕、店員、職工の順に長くなって居り、最長労働時間たる住込職工の場合でも十一時間半程度であるが、(四)未就職の職場では、平均一日十二時間半

の労働時間がみられ(住込店員)通勤住込の如何を問はず、殆どすべて平均十時間以上の労働が求められている」であった。

この調査で鈴木は、年少者の職業選択の条件が労働時間の長さであるだけではなく、勤務形式がもう一つの重要な条件として作用していることを検証した。労働時間が短い職業に集中する傾向は当然なる結果—収入との関係を排除して—ともいえるが、年少者労働市場における勤務形式の変化から就労働機を解明しようとした鈴木は、単なる労働市場における問題としてだけでなく、年少者の学校生活との関連上で考察をしている。

この「研究調査」が掲載された次号の第6巻第4号で留岡は「商店法と青年学校」を書いて、その中で「給仕を希望するものの就職率が11.8%であって、そこに甚だしい就職難があるのである。(中略)求職少年達が住込徒弟の労働条件と生活環境とを忌避しているといふ事実である。而も之を忌避する理由は、賃金の手取り額が少ないといふことの外に、進学する余暇に乏しいといふことが挙げられるのである」と述べ、「青年学校の義務制が実施される場合に於て、最も多く問題になるは、この層の商店使用人であることも明かである」と問題を指摘した¹⁶。

③青年学校義務制における矛盾

鈴木は上記の「研究調査」を通して、夜間中等学校に通っている年少者、つまり「教育の機会を自らの手によって捉えよう」とする年少者の就職動機が「学資支弁」であり、そのために比較的に時間の余裕があって、身体的な負担の少ない職業である給仕を選好するという結論に至っている。

「尋常小学校卒業生の労働状態調査報告」(第6巻第5号～8号1938.5～8)で鈴木はこの調査は「児童労働と青年学校義務制の実施」問題を意識した調査であるとし、教育制度改革は「現在激増の傾向を辿りつゝある『児

『童労働』の問題をもっと重要視しなければならない」として、彼らがどのような生活をしているか徹底した調査をした上でないと、彼らに「恩恵」を与え得る教育制度にはならないことを強調し、その面において、「青少年就労者の労働時間と、青年学校に於ける授業時間とに関する矛盾頓着を、当局者は簡単に義務制といふ強制力によって解決されるものと考へ」ていると文部省案の不十分性に対する批判も加えた。

この調査は1937年3月に東京市立尋常小学校（570校）を卒業した94,724人の内、東京市内で「他家に就職して労働に従事」しているとみなされる3,689人（全卒業生の3.8%）を対象に「就労児童の家庭環境」（就労当時の年齢、就労児童の同胞順位、親の存否、就労児童の学業成績、本籍、世帯員数、世帯構成員の体性及び年齢分布状態、世帯別にみた有業者数、就労児童の家庭の職業、家庭の収入など）と「就労児童の労働条件及びその状態」（就労職業、就労地域、就労時期、就職の手段、就労時間及び公休回数、収入など）について調べたものである。

この調査で特に注目したい項目は、就労者の内、職場の条件が明示された2,009件を対象に、通学状態を検討した結果である。調査当時就学しているものは男子171人、女子43人であった。学校種別を見ると男女共に青年学校が53%で一番多い¹⁷。就職した職場の通学許可の有無について調べた結果、許可が得られているのは、男子51.8%、女子46.1%であったが、この中から実際に通学をしているのは男子15.7%、女子9.9%に過ぎなかった。この結果から分かるのは、統計上ほぼ半数近い者が通学許可を得られてはいるが、実際には様々な理由によって通学が妨げられていることから、現状の労働条件下での青年学校義務制の矛盾を指摘している。

この矛盾については、文部省の「青年学校教育義務制実施案要綱」に対する批判を書いた城戸の文書からも指摘されている。第十四条の「雇用主ハ就学該当者ニ対シ就学スルニ足ルベキ時間ヲ与ヘ且其ノ就学ヲ督励スル義務アルコト」は「其ノ出席ヲ督励スル義務」（強調点は原文）とするべきであるとしている。つまり、「青年学校では就学率よりも出席率の方が重要」と述べ、上記の鈴木「研究調査」で明らかにされた実態から、青年学校の実現可能性について懸念していることが分かる¹⁸。

そして、青年学校義務制案が「社会に及ぼす影響」を十分に検討していないことにも問題があるとし、例えば、青年学校義務制によって「三百二十万余の就労者がフルタイム或はパートタイムで、青年学校で授業を受ける訳であって、（中略）就労者が、労働の現場から一時たりとも抜き出されることによって生ずる労働力の減退といふ事実は、何人にも容易に考へられることだし、その減退した労働力を何等か他のものによって補充し得られるか」について何等対策も提案もないまま実施されても実現不可能であると指摘した。従って、教育制度改革と同時に、雇用主の意識や理解などといった職場における環境の改善が行われなければいけないと主張し、文部省の青年学校義務制の閣議決定が急急に行われ、実施のための準備が殆ど整えられていないことから、不合理なものであるとした。

おわりに

以上で概観してきた鈴木「研究調査」は1930年代の年少労働者や教育制度が抱えていた問題をよく示したものであるといえよう。実際に青年学校義務制に並行して、1938年10月「店主ハ十六歳未満ノ者及女子ヲシテ一日二付十一時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ズ」等を内容とする商店法が施行された。わずかではあるが、年少労働者の長時間労働問題が見直されたのである。このような時代の状況の中で、鈴木「研究調査」は当時の社会的な問題を取り上げ、より具体的で根本的な対策に向けての根拠を提示していこうとしたことが認められる。教科研が教育制度改革を理論化していく過程において、鈴木は現状の学校問題と年少労働者問題を合わせ、理論の土台を築く役割を担ったのであろう。

また、文部省案を含め、教育諸団体や研究会から出されている案が「余りに教育畑に局限されて考えられてい」ることに限界があると指摘した鈴木は、「社会事業関係の諸団体、乃至は労働団体等が、これらの問題に関して、重大なる発言」をしなければならないとし、教育制度改革が教育問題に限定されてはならないことを述べた¹⁹。

これまで、教科研をめぐる研究の中で注目されてきた城戸幡太郎や留岡清男、宗像誠也などの様な教育専門研究者とは異なり、年少者労働問題の専門家という立場から教育制度改革に積極的に関わっていた鈴木存在は教育と社会をつなげるかけ橋となったように見える。文部省の改革案に対し、「机上の計画」という批判を行い続けた教科研はこのように教育以外の職種を持つ人々も積極的に巻き込み、教育改革を学校に限定せず、問題の所

在を「社会」にまで突き詰めていこうと努めていたといえる。

鈴木は雑誌『教育』の他にも様々なジャーナルにおいて言論活動を行っている。1940年代には『労働文化』、『南方労働力の研究』、『工場の四季』、『今日の労働問題』などの著書を出し、戦時体制下の労働問題について研究を続けている。今後、これらの内容を検討し、鈴木の「職業指導（教育）論」をより具体的に検証していきたい。

注

- 1) 『教育』第5巻第2号（1937.2）編集後記。
- 2) 同前「教育改革案」3頁。
- 3) 城戸幡太郎「教育改革運動の根本義」『教育』第5巻第2号（1937.2）6頁。
- 4) 『教育』創刊号（1933.4）巻頭の創刊の辞。
- 5) 教育科学研究会「第1回教育科学研究協議会報告」『教育』第7巻第9号（1939.9）87頁。
- 6) 佐藤広美『総力戦体制と教育科学—戦前教育科学研究会における「教育改革」論の研究』（1997）223-225頁。
- 7) 城戸幡太郎『教育科学研究』「教育の科学的企画性」創刊号（1939.9）1頁。
- 8) 『東京帝国大学一覧 昭和5年度』東京帝国大学編
- 9) 心理科学研究会歴史研究部会編『日本心理学史の研究』（1998）61頁。
- 10) 『教育科学研究』「高等小学校の検討—座談会記事」（1940.2）6-7頁。
- 11) 『教育科学研究』「各研究協議会の問題と運営」（1940.7）22頁。
- 12) 鈴木舜一「児童相談とその諸問題」『職業指導』第11巻第10号（1938.10）2-12頁。
- 13) 城戸幡太郎「教育改革運動の根本義」『教育』第5巻第2号（1937.2）7頁。
- 14) この調査が連載されていた時の編集後記で「（前略）都市青少年の勤労生活の実態を明らかにした鈴木氏の調査報告等は、それぞれ青年学校の義務制化に対して、貴重な資料を提供する」とし、教科研が青年学校義務制を描く全体像の中で、年少労働者の勤労実態への理解と認識を先行していたことを示している。
- 15) 城戸幡太郎「中学校の改革案」『教育』第5巻第4号（1937.4）1-9頁。
- 16) 留岡清男「商店法と青年学校」『教育』第6巻第4号（1938.4）62-63頁。
- 17) この点については、青年学校が工場に付設されている場合が多いことから、年少者の自発的な意図よりは自然的な現状であると指摘している。さらに、このような青年学校は「一般教養水準を高める」ための教科内容やカリキュラムが備えられていることはいえず、「一種の工場学校」であるに過ぎないとして、現状の青年学校実態の批判も加えている。
- 18) 城戸幡太郎「青年学校教育義務制実施要綱について」『教育』第6巻第7号（1938.7）34頁。
- 19) 鈴木舜一「児童労働と青年学校義務制の実施」『教育』第6巻第5号（1938.5）155頁。